

決裁年月日	決裁区分	市長・副市長・部長・課長	
	保存区分	永. 10. 5. 3. 1	
	フォルダー名	R6 広告掲載審査会(広告掲載事業)	
情報公開	公開・非公開の区分	公開・部分公開・非公開	
	非公開(一部非公開を含む。)とする理由	(龍ケ崎市情報公開条例第9条第3号該当) 広告申込企業の押印及び担当者名などの記載があるため	
	公開が可能となる時期(可能な範囲で記入)	年 月 日	
文書発送	方法	郵便・使送・持参	
	表示	普通・書留・速達・親展	
	発送先		
起案年月日	課係名	起案者	
令和6年4月1日	秘書広聴課 広報・プロモーションG	関口 裕城(内線370)	
(委員長) 副市長	(副委員長) 部長	次長	課長
			
主査・係長	グループ員	課長補佐	
			
総務部長	福祉部長	健康スポーツ部長	市民経済部長
			
都市整備部長	教育部長		
			
伺			文書取扱主任 
広報龍ケ崎「りゅうほー」及び市公式ホームページに広告を掲載する事業所の決定並びに 広告掲載可否決定通知書について			
みだしのことについて、龍ケ崎市広告掲載事業実施要綱第9条に基づき、別添資料のとおり、 広告の掲載を決定し、事業所(申込者)に広告掲載の可否決定を通知してよろしいか。			
なお、今後、広告掲載時まで生ずる軽微な変更については、秘書広聴課長専決として よろしいか。			
* 広告掲載については、要綱第10条の規定に基づき、龍ケ崎市広告掲載審査会に諮り、掲載 の可否を決定するものであるが、要綱第11条(持回り審査)の規定を適用させ、持回りによる 審査で、審査会の審査に代えることとする。			